

東京圏U I ターン就職者に最大100万円を支給！ 対象となる中小企業を募集します



東京一極集中の是正と地方の中小企業等における人手不足解消を目的に、東京圏から福井県に移住し、**中小企業等に就業した方に移住支援金を支給する制度がスタートします。**

対象法人になると、東京圏からU I ターン者を採用した場合、就職した方に移住支援金（世帯:100万円 単身: 60万円）が支給されますので、**求職者への強いアピール**になります。

対象法人の要件

資本金	10億円未満
本店所在地	福井県をはじめとする地方 【東京圏※1以外の地域、または条件不利地域※2】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険の適用事業主であること ●みなし大企業でないこと ●官公庁等でないこと ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと ●暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

就業に関する要件

就業先	<ul style="list-style-type: none"> ●福井県内 ●ふくいUターン就職ネットに掲載している求人（随時受付します）
就業条件等	<ul style="list-style-type: none"> ●週20時間以上の無期雇用契約であること ●ふくいUターン就職ネット掲載日以降の新規就業 ●移住支援金の対象者が5年以上、継続して勤務する意思を有していること <p>※転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更は対象外</p>

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 【過疎地域自立促進特別法】【山村振興法】【離島振興法】【半島振興法】【小笠原諸島振興開発特別措置法】の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。右記参照

東京都：檜原村、奥多摩町ほか9町村
埼玉県：秩父市、飯能市 ほか7市町村
千葉県：館山市、勝浦市 ほか9市町
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

移住支援金対象者の要件

移住元	<ul style="list-style-type: none"> ●東京23区在住者または通勤者※（直近5年以上） <p>※通勤者・・・移住直前に連続して5年以上、東京圏（条件不利地域除く）に在住し、かつ、東京23区に通勤していた方</p>
移住先	<ul style="list-style-type: none"> ●制度開始【4月上旬（予定）】以降に下記市町※に転入した方 <p>福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、高浜町、</p> <p>※対象市町が追加になる場合、HP等で公開します</p> <ul style="list-style-type: none"> ●移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内の方

移住支援金の返還

返還対象者		返還金額
転出	(3年未満)	全額
	(3年以上5年未満)	半額
辞職(1年以内)		全額
虚偽の申請等		全額

お問合せ先

福井県交流文化部定住交流課

(TEL) 0776-20-0387
(FAX) 0776-20-0644

登録の流れ

① ふくいUターン就職ネット企業登録

- ・「ふくいUターン就職ネット」にアクセスし、企業新規登録を行ってください。

<http://www.fukui-uturn.com/>

※すでに登録済みの法人は、再度登録する必要はありません。

② 対象法人登録申請

- ・下記の提出物を郵送または持参にて提出してください。

【提出物】

- (1) 対象法人登録申請書
- (2) 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）

【送付先】

下記提出先まで送付ください

③ 求人情報登録

- ・「ふくいUターン就職ネット」にアクセスし、求人登録を行ってください。

※②および③は平行して手続きを行ってください。

※既にUターン就職ネットに登録済みの求人は、再度登録する必要はありません。
ただし、移住支援金の対象となる求人は全面公開の求人のみです。

公開希望が全面公開以外の求人は移住支援金対象求人にはなりませんので、
登録変更を行う必要があります。

詳しい資料や申請様式は定住交流課
ホームページをご確認ください。

提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部定住交流課